

長期使用製品安全表示制度に基づく本体表示について

■本体への表示内容

※経年劣化により危害の発生が高まるおそれがあることを注意喚起するために電気用品安全法で義務付けられた右の内容の表示を本体におこなっています。



【製造年】本体に西暦4桁で記載【設計上の標準使用期間】10年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

点検口を開いて確認をしてください。

なお、表示内容が確認できなく、わかりにくい場合は、この説明書に記載の問い合わせ先へご相談ください。

●「経年劣化とは」・・・長期間にわたる使用や放置に伴い生ずる劣化をいいます。

■設計上の標準使用期間

※設計上の標準使用期間は、運転時間や温湿度など標準的な使用条件に基づく経年劣化に対して製造した年から安全上支障なく使用することが出来る標準的な期間です。

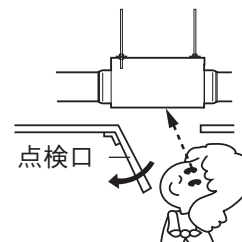
※設計上の標準使用期間は、保証書に定める無償保証期間とは異なります。また、偶発的な故障を保証するものでもありません。

■設計上の標準使用期間の算定根拠

●設計上の標準使用期間は、以下の標準的な使用条件に基づき算出されています。

※標準的な使用条件は、JIS C 9921-2にて定められています。

区分	項目	条件
環境条件	電圧	単相100V
	周波数	50Hz/60Hz
	温度	20℃ JIS C 9603から引用
	湿度	65% JIS C 9603から引用
	設置	製品の取扱・取付説明書による標準設置
負荷条件	負荷	製品の取扱・取付説明書による定格負荷
想定時間	1年間の使用時間	常時換気（24時間連続換気）8,760時間/年



※本体の目的以外の用途や業務用に使われた場合、記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起き、重大事故に至るおそれが高くなります。このようなご使用はおやめください。

※標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境などでお使いいただいた場合は、設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。

この場合、製品に表示されている点検期間よりも早期に点検を依頼してください。

点検期間については下記にお問い合わせください。

高須産業株式会社 長期使用製品相談窓口

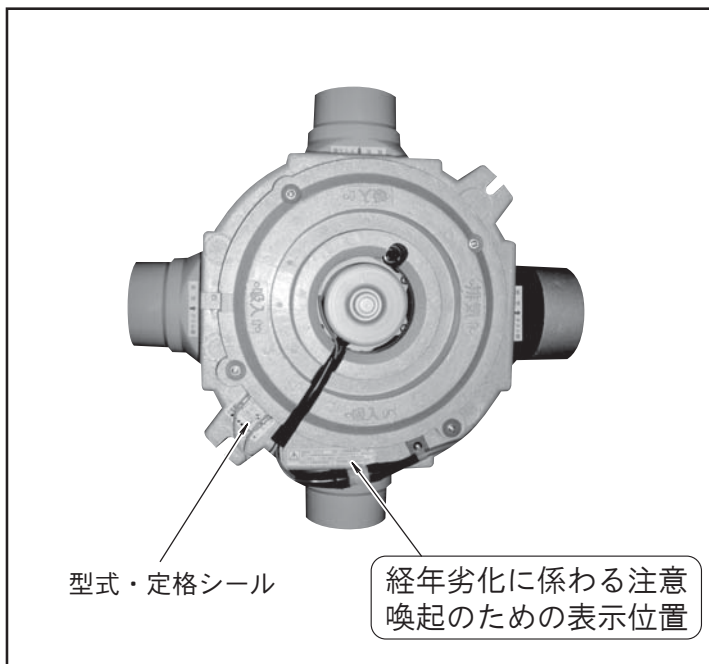
《お問い合わせ先》0299-67-5151

※お電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間 ●午前9:00～午後5:00

（土曜・日曜・祝日と年末年始・夏期休暇を除く）

【本体側】



【リモコン側】

